佐世保市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領

平成２９年４月１日　制定

　　令和　６年４月１日　改正

（趣旨）

第１条　この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この要領は、佐世保市長（以下「市長」という。）が法第３章第１節及び第２節に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

第３条　法第１２条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者は、施行規則第１条第１項に規定する様式第１による計画書の正本及び副本に、同項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

（特定建築物に係る命令）

第４条　市長は、法第１４条第１項に規定する基準適合命令をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１４条第１項の規定による特定建築物に係る命令書（第１号様式）により行うものとする。

（住宅部分に係る指示）

第５条　市長は、法第１６条第１項に規定する指示をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第１項の規定による住宅部分に係る指示書（第２号様式）により行うものとする。

（住宅部分に係る命令）

第６条　市長は、法第１６条第２項に規定する命令をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１６条第２項の規定による住宅部分に係る命令書（第３号様式）により行うものとする。

（特定建築物の報告の徴収）

第７条　市長は、法第１７条第１項に規定する報告の徴収をする場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１７条第１項の規定による特定建築物に関する報告を求める旨の通知書（第４号様式）により行うものとする。

２　建築主等は、前項に規定する通知書により報告を求められた場合は、特定建築物状況報告書（第５号様式）の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（軽微な変更説明書）

第８条　建築主は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第４項又は第７条の２第１項に規定する建築主事等の完了検査（以下「完了検査」という。）を申請する際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更（施行規則第３条に規定する軽微な変更に限る。）があった場合は、同法施行規則第４条に規定する完了検査申請書（以下「完了検査申請書」という。）の第三面の別紙として建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第６号様式）及び当該変更に係る図書を添付するものとする。

（軽微変更該当証明書）

第９条　完了検査を申請しようとする者で、施行規則第１１条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合は、市長に軽微変更該当証明申請書（第７号様式）を提出するものとする。

２　市長は、前項による申請書の提出を受け、軽微な変更に該当していることを証する書面を交付する場合は、軽微変更該当証明書（第８号様式）により行うものとする。

（省エネ基準工事監理報告書）

第１０条　建築主は、完了検査を申請しようとする際、完了検査申請書に工事監理者の氏名の記載がある省エネ基準工事監理報告書（第９号様式）を添付するものとする。

（取り下げ）

第１１条　建築主は、法第１２条第１項若しくは第２項若しくは法第１３条第２項若しくは第３項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は第９条第１項の規定により提出した軽微変更該当証明申請書を取り下げるときは、取り下げ届（第１０号様式）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の取り下げ届を受理した場合は、取り下げ届の副本及び取り下げの表示をした申請書類の副本を建築主に返還するものとする。

（取り止め）

第１２条　建築主は、法第１２条第３項又は法第１３条第４項に規定する適合判定通知書の交付を受けた場合において、建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る計画を取り止めるときは、速やかに取り止め届（第１１号様式）の正本及び副本に第３条に規定する計画書の副本を添えて市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の取り止め届を受理した場合は、取り止め届の副本及び取り止めの表示をした申請書類の副本を建築主に返還するものとする。

（届出に係る指示）

第１３条　市長は、法第１９条第２項に規定する指示をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第２項の規定による届出に係る指示書（第１２号様式）により行うものとする。

（届出に係る命令）

第１４条　市長は、法第１９条第３項に規定する命令をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１９条第３項の規定による届出に係る命令書（第１３号様式）により行うものとする。

（届出に係る報告の徴収）

第１５条　市長は、法第２１条第１項に規定する報告の徴収をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２１条第１項の規定による届出に関する報告を求める旨の通知書（第１４号様式）により行うものとする。

２　建築主等は、前項により報告を求められた場合は、届出建築物状況報告書（第１５号様式）の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（届出事務の合理化）

第１６条　次の各号に規定する書類のいずれかを法第１９条第１項に規定する届出に添付した場合は、施行規則第１２条第４項の規定により、当該届出において、建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表（昇降機にあっては、仕様書）、系統図、各種計算書等の添付は不要とする。

⑴　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級４、５、６又は７であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級４、５又は６であるものに限る。）

⑵　一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

⑶　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項（同法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による低炭素建築物新築等計画の認定通知書若しくは変更認定通知書又はその写し

（その他）

第１７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。